

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

私は、昭和63年度から平成11年度まで国民年金保険料の免除申請を毎年行っていたのに、申立期間が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は申立期間前の昭和63年度から申立期間を除いて平成11年度まで長期にわたり申請免除期間があり、申立人の妻も複数回の申請免除期間があるなど、申請免除制度に対する申立人及びその妻の関心は高く、申立期間のみ免除申請のはがきを提出しなかったとは考え難い。

また、申立人はA市から毎年送られてきた免除申請のはがきに、自署して近くのポストに投函していたと説明しているところ、A市では前年度の免除申請者に対して納入通知書に免除申請のはがきを同封して送付していたと回答していることから、当時の状況等に照らしても、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立期間当時、申立人及びその妻の生活状況は申立期間の前後を通じて特段の変化は無かったとしており、申立期間の申請免除を却下されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 56 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 56 年 8 月まで

申立期間当時、私はA町に在住し、学生だった。20 歳になったころに、同町の徴収員が自宅に国民年金保険料の集金に来たということで、保険料を 2、3 か月分を納付した。その後、面倒なので残額を一括で払い、翌年の昭和 55 年 10 月にも、一括で 4 万 5,000 円ぐらいを母親が支払ったことをはっきり覚えている。領収書は無いが、申立期間は確かに納付したので、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を集金人に昭和 54 年 10 月ごろに 2、3 か月分を納付し、その後、4 万円ぐらいを前納し、翌年の 55 年 10 月ごろにも 4 万 5,000 円ぐらいを前納し、合わせて 2 年分の保険料を納付したと主張しているところ、当時の前納制度においては、54 年 10 月において、同年 10 月から 55 年 9 月までの期間及び 55 年 10 月において、同年 10 月から 56 年 8 月までの期間については保険料を前納することは可能であるとともに、申立人が納付したとする金額は、申立期間当時の保険料額及び前納する場合に納付すべき額とおおむね一致している上、申立人は申立期間当時の保険料納付に係る母親とのやりとりを具体的に記憶しているなど、申立人の主張に不合理な点は見られない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、当時の集金人は 50 歳代ぐらいの男性で、分厚い名簿らしきものを持って集金していたと記憶しているところ、申立人が申立期間当時居住していたA町は、役場の徴収員による保険料の集金業務を行っていたと回答している。

さらに、申立期間について、申立人及び同居していた両親は、申立期間の前後を通じて住所の変更は無く、生活状況に大きな変化も無かったとしている上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親に保険料の未納は無いことから、経済的に申立期間の保険料を納付できない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 55 年 3 月まで

加入当初は、実母が私の年金を掛けていたが、結婚の話が出た昭和 54 年 10 月ごろに「これからは自分で掛けて行きなさい。」と実母から年金手帳をもらい、義母に年金の相談をしたところ、相当金額を用立ててくれたので、実母から送られて来た年金手帳を持って役場へ行き、未納分の保険料を一括して納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚の話が出て、実母から年金手帳が送られてきたことを契機にそれまでの未納期間の保険料を納付するために、持ち合わせの金額で納付できる分を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、20 歳当時居住していた A 市において昭和 41 年 11 月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人が 54 年 10 月ごろに納付したとする保険料額は、申立期間のうち、その時点で過年度納付が可能であった 52 年 10 月から 54 年 3 月までの過年度保険料及び 54 年 4 月から 55 年 3 月までの現年度保険料の合計額とおおむね一致している。

また、申立人は、当時、役場窓口で女性職員が未納期間について計算してくれたこと、及び夫の国民年金が未納であることを知っていたが、二人分の保険料を納付する余裕が無かったので、まずは申立人の分の保険料のみを納付したことなど、当時の状況を具体的に記憶しており、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月から 52 年 9 月までの期間について

は、申立人が未納期間を一括納付したと主張する 54 年時点では、当該期間の保険料（特例納付保険料を含む。）が申立人が納付したと主張する金額と相違する上、申立人が当該期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は納付書により銀行で納付した。納付書が残っていないので間違いなく納付している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から確定申告事務を委託されていた税理士は、平成10年分の社会保険料の控除額は、国民年金払込領収書を根拠に記載したと回答しており、当該税理士から提出された確定申告書の写しには、社会保険料控除額として国民年金保険料の納付額が記載されており、その額は申立期間を含まない10年1月から同年3月までの保険料額と一致する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の妻が、納付書により銀行で納付したと主張しているが、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。